

桂川町農業委員会第10回総会議事録

- 1 開催日時 令和4年1月6日(木) 午後1時30分～午後2時5分
- 2 開催場所 桂川町役場 301会議室
- 3 出席委員 10名

正議長	藤春 郁夫	5	神崎 宏昭	最適化推進委員	
副議長	原中輝司	6	高嶋 征敏	11	
1	山邊俊明	7	竹本 貞男	12	平塚重義
2		8	芳 中 悟	13	大塚清文
3	野上伸太郎	9	林 英 明	14	小野山千秋
4	久保正澄	10			

- 4 欠席委員 2名

5 議事日程

議事録署名委員の指名

- (1)議 案 第23号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2)議 案 第24号 桂川町農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)
- (3)議 案 第25号 桂川町農用地利用集積計画の決定について
- (4)報告事項 第8号 農地法第18条第6項の規定による届出について
- (5)その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 小金丸 卓哉
係 長 藤 木 秀 臣
書 記 原 田 海 世

7 会議の概要

	(町長あいさつ)
事務局	ご起立をお願いします。 只今より令和3年度第10回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください、一同礼。御着席ください。 以降、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定により、藤春会長に執り行っていただきます。よろしくお願いいたします。
	(会長あいさつ)
議長	只今より令和3年度第10回桂川町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は12名中10名出席で定足数に達しておりますので総会は成立しております。2番原中壽委員、10番古野泰治郎委員、11番藤川房信推進委員より欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。 それでは議事録署名委員及び会議書記を、議長から指名させていただく事にご異議ありませんか。
会場	(異議なしの声)
議長	それでは議事録署名委員を3番野上伸太郎委員、7番竹本貞男委員にお願いします。なお、会議書記には農業委員会事務局の原田氏を指名いたします。 議案に入ります前に、野上委員がこの案件の関係者となりますので、一旦退席をお願いします。
野上委員	(退席)
議長	議案第23号、農地法第3条の規定による許可申請について議案に供します。事務局より説明をお願いします。
事務局	【議案書に基づき説明】 補足でございます。こちらにつきましては、3条の許可申請となっておりますが、申請理由にもありますように使用貸借となっておりますので、所有権が移転するものではございません。以上でございます。

神崎委員 | これは親子だったら、どうして使用貸借をする必要があるんですか。

議長 | まだ相続はしないけれど、田んぼとかそういった部分は任せようという事だと思います。

神崎委員 | 貸借の必要性はあるんですか。そのまま作ると何か問題があるんですか。

事務局 | 一応、世帯が同じでしたら同世帯ということでいけるんですけど、例えば世帯分離とかしている場合には、同一世帯とみなされないのので、利用権の設定をするとか、こういう3条をするとか、この3条につきましては期間があるわけではありませんので、このままずっと継続するという事になります。

議長 | ゆくゆくは相続されるでしょうけどね。そのほか質疑等がございますか。それでは採決いたします。議案第23号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全委員 | (挙手)

議長 | 全員賛成ですので、議案第23号は原案のとおり決定いたしました。

野上委員 | (着席)

議長 | 議案第24号、桂川町農用地利用集積計画所有権移転の決定について議案に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 | **【議案書に基づき説明】**

議長 | それでは質疑に入ります。何かございますか。

事務局 | 補足説明でございます。今回、推進機構による所有権移転という事がございますけれども、5ページの上から3行目がございます土地については130㎡が雑種地となっております。こちらにつきましては、〇〇さんが、以前苗床として活用していた農地ということですので、今回ここについては農地利用の畑という形で利用するという事ですので、推進機構で売買ができる用地となっております。この農地につきましては、昨年から斡旋の要望が

ありました農地でございます。場所は土師の交番の裏手の農地です。6ページの地図でございますが、上に2つございますのが農地で、道を挟んで下側になりますが、色塗りをしている所が雑種地となっております。

林 委 員 去年聞いた時には、いちじくを植えたいという事だったけど、この頃見たらきれいに耕されているんですけど、なんでだろうかと思って。

事 務 局 その件でございますが、今回、先に〇〇さんから推進機構に所有権移転になっておりますけれども、実際売買する方が今おっしゃられましたようにいちじくの農家をしたいという方で、今後購入することになっております。そちらにつきましては、売買の契約をした日が12月の頭でございます。この売買の契約が成立した段階で耕作といいますか、草刈等して良いですよという事になっておりますので、次に買われる方が前もってきれいにしてらっしゃるとい事です。

林 委 員 いちじくを植えるんなら耕さなくてもいいんじゃないかなと思ったんです。

議 長 畝を作るんですね。畝を作って、その畝にいちじくの木をある程度の間隔で植えていくんですね。なので、マルチをかけたりするんじゃないかと思うんですけど、あまり詳しい事はわからないんですけどね。

高 嶋 委 員 もう田んぼにすることはないんですか。全部いちじくですか。

議 長 ここ自体が田んぼにならないんです。水を下からあげないといけないから。前に〇〇さんが横の溝から水をあげてされてたみたいですが、それがあまりにも疲れて大変だったらしいです。

あそこは道ができてから水が入ってこなくなったんですかね

高 嶋 委 員 区画整理事業をする前から水が入ってきませんでした。あそこに橋があるじゃないですか。そこにちょっとした井堰がおいてあるんですけど、とても水が足りないんですよ。なので下からポンプアップしてもらって。

議 長 他に質問がなければ採決いたします。議案第24号、桂川町農用地利用集積計画所有権移転の決定について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全 委 員 (挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第24号は原案のとおり決定しました。続きまして議案第25号、桂川町農用地利用集積計画の決定について議案に供します。関連がありますので、報告事項第8号 農地法第18条第6項の規定による届出についても合わせて事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書に基づき説明】

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項に規定する案件
令和4年1月7日から令和7年1月6日 3年 賃貸借権
通年 田 水稲 20,441㎡ 12筆 貸手3 借手1
令和4年1月7日から令和7年1月6日 3年 使用貸借
通年 田 水稲 2,937㎡ 1筆 貸手1 借手1
令和4年1月7日から令和9年1月6日 5年 賃貸借権
通年 田 水稲 1,572㎡ 1筆 貸手1 借手1
令和4年1月7日から令和14年1月6日 10年 賃貸借権
通年 田 水稲 9,143㎡ 8筆 貸手2 借手1

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入りたいと思います。質問、ご意見等はございますか。

それでは採決いたします。議案第25号、桂川町農用地利用集積計画の決定について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全委員 (挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第25号は原案のとおり決定いたしました。その他事項を事務局よりお願いします。

事務局 その他事項
・非農地証明について
・桂川町賃借料情報について
・令和3年度農業委員会研修大会について
・その他

議長 次回の農業委員会は2月9日水曜日に行います。以上をもちまして桂川町農業委員会第10回総会を閉会します。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証明するため署名する。

議事録署名人

議事録署名人
